３年度　公文書開示状況（２月決定分）　東京都固定資産評価審査委員会

様式２－２

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	R4.2.7	R4.2.21	鑑定評価書（令和３年１１月２５日発行）	4		1					1	1	1		1				（７条２号） 当該事項（所在及び地番、住居表示等）は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 （取引事例の地積・取引時点は）公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。 （７条３号） （取引事例の地積・取引時点は）公にすることで、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （７条４号） （不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影は）偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の財産などを脅かすおそれがあると認められるため。 （７条６号） 税務調査等において収集したこれらの情報（所在及び地番、住居表示等）は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。 （取引事例の地積・取引時点は）公にすることで、具体的な地点が特定され、取引事例地の所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京都固定資産評価審査委員会